平成２５年（再ロ）第１００４８号

東京都板橋区上板橋２―36―12　プロパッサ15上板橋301

再生債務者　小田　昌子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年12月27日まで

平成25年12月13日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第３号

新潟市秋葉区金津200番地

再生債務者　太田　裕市

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年12月13日　　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第１号

長野県佐久市岩村田3753番地１　サープラスＦＡ107

再生債務者　横澤　　浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年12月13日

長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２５年（再ロ）第４号

愛媛県松山市水泥町1086番地

再生債務者　西岡　富雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年12月16日　　松山地方裁判所民事部

外国倒産処理手続の承認及び管理命令

平成２５年（承）第２号

大韓民国ソウル特別市中区乙支路16（乙支路１街　ペクナムビル）

債務者　ソンウォンピーシーエス株式会社

破産管財人（外国管財人）　ユン・チャンジュン

1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時

2　主文

⑴　債務者について大韓民国ソウル中央地方法院において平成24年12月７日に開始された大韓民国の債務者回生及び破産に関する法律における破産手続（同裁判所事件番号2012ハ合152破産宣告）を承認する。

⑵　債務者の日本国内における業務及び財産に関し、承認管財人による管理を命ずる。

3　承認管財人　大韓民国ソウル特別市瑞草区瑞草洞1706―４　弁護士教育文化館２階　ユン・チャンジュン

平成25年12月12日

東京地方裁判所民事第８部

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散しましたので、次のとおり公告しまﾅす。

1．基金の名称　サニクリーン厚生年金基金

2．事務所の所在地　東京都港区三田１丁目４番28号

3．設立事業所の名称及び所在地　株式会社サニクリーン　東京都港区、株式会社サニクリーン北海道　北海道札幌市豊平区、株式会社サニクリーン東北　宮城県仙台市宮城野区、ユケーユニフォーム株式会社　東京都大田区、株式会社サニクリーン東京　神奈川県川崎市宮前区、株式会社サニクリーン甲信越　長野県長野市、株式会社サニクリーン名古屋　愛知県清須市、株式会社サニクリーン近畿　大阪府吹田市、株式会社サニクリーン姫路　兵庫県姫路市、株式会社サニクリーン岡山　岡山県岡山市東区、株式会社サニクリーン広島　広島県広島市中区、株式会社サニクリーン四国　愛媛県松山市、株式会社サニクリーン北陸　石川県金沢市、株式会社トーヨー　東京都立川市、株式会社サニクリーン宇都宮　栃木県宇都宮市、株式会社サニクリーン前橋　群馬県前橋市、株式会社ヒスカル北陸　石川県金沢市、株式会社トーヨー　静岡県静岡市駿河区、株式会社ＷＡＭＳ　茨城県常総市、株式会社ＳＫサービス　広島県安芸高田市

4．解散の理由　厚生年金保険法第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成25年12月16日

平成 25 年 12 月 25 日

東京都港区三田１丁目４番28号

サニクリーン厚生年金基金

理事長　山田　　健

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は厚生年金保険法第145条第２項により解散しまﾅしたので、厚生年金基金令第43条の規定に基づきﾏ次のとおり公告しまﾅす。

1．清算人氏名　山田　　健

2．清算人住所　東京都港区三田１丁目４番28号

平成 25 年 12 月 25 日

サニクリーン厚生年金基金

理事長　山田　　健

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.create-sd.co.jp/ir/index.html

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十月三十一日

掲載頁　二一七頁（号外第二三六号）

平成二十五年十二月二十五日

横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二

（甲）株式会社クリエイトエス・ディー

代表取締役社長　廣瀬　泰三

東京都新宿区市谷田町一丁目二番地

（乙）株式会社ニュードラッグ

代表取締役社長　廣瀬　泰三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告しまﾅす。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十四日

掲載頁　一七四頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十七日

掲載頁　八十三頁（号外第一三七号）

平成二十五年十二月二十五日

静岡市駿河区曲金三丁目二番一号

（甲）理研軽金属工業株式会社

代表取締役社長　前田　富夫

静岡市駿河区曲金三丁目二番一号

（乙）理研アルミ建材株式会社

代表取締役社長　杉山　貴志

合併公告

左記会社は合併して甲はの権利義務全部を承継して存続しは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十四日

掲載頁　九十七頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月十八日

掲載頁　五十五頁（号外第一五号）

平成二十五年十二月二十五日

名古屋市港区千年三丁目一番一二号

（甲）株式会社ＵＡＣＪ物流

代表取締役　足立　俊輔

埼玉県深谷市上野台二三五二番地

（乙）株式会社エルコンポ

代表取締役　平野　　孝

合併公告

左記会社は合併して甲はの権利義務全部を承継して存続しは解散することにいたしましたので公告しまﾅす。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）平成二十五年九月十一日付東海愛知新聞二頁

（乙）平成二十五年九月十一日付官報（号外第一九九号）一八八頁

平成二十五年十二月二十五日

名古屋市中区葵一丁目二七番二四号

（甲）ホッコー株式会社

代表取締役　谷口　修二

名古屋市中区葵一丁目二七番二四号

（乙）株式会社プラワークス

代表取締役　坂野　育宏